

平成26年6月1日

会員各位

(一社) 滋賀県トラック協会
会 長 田 中 享

乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り暑く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省自動車局より下記のとおり通達が発出されました。今般、国土交通省では、運転者の体調急変に伴う事故防止のための更なる措置を講じるため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年7月1日策定版）を改訂（別添）し、貨物自動車運送事業輸送安全規則に規定されている、運転者の健康状態の把握、乗務判断等の具体的方法が定められ、本通達に基づき実施することとなりましたので、会員各位におかれましては、本趣旨をご理解のうえ、遺漏無きようよろしくお願い致します。

記

国自安第19号
国自貨第4号
平成26年4月18日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長
国土交通省自動車局貨物課長

乗務員の健康状態の把握等に係る事項の解釈及び運用について

今般、運転者の体調急変に伴う事故防止のための更なる措置を講じるため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年7月1日）について下記を主な内容とする改訂を行い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第三条第六項（過労防止等）、第七条第一項第二号（点呼等）、第二十条第

一項第四号の二（運行管理者の業務）並びに第十七条第一項第一号の二（運転者）に基づく運転者の健康状態の把握、乗務判断等に関する事項の解釈及び運用の具体的方法として、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）の規定と併せ、実施していくこととするので、遺漏のないように取り計らわれない。

記

1. 健康診断等のフォローアップ徹底、健康増進や早期治療のための社内環境の整備
疾病の治療、把握及び医師の意見を踏まえた就業上の措置をより確実なものとするため、定期健康診断の受診及び結果把握のみならず、

- ① 定期健康診断での要再検査、要精密検査、要治療事項
- ② 業務上確認された、一定の病気等の外見上の前兆や自覚症状
- ③ 主要疾病についてのスクリーニング検査での異常所見 等

について、受診、治療及びその結果（医師の乗務に係る意見）の把握を徹底すること。

また、疾病リスクを低減するための家族・職場ぐるみでの健康増進を推進し、早期発見・治療を可能とする社内環境を整備すること。

2. きめ細やかな労務管理の徹底

働く人それぞれの疲労度や体調に応じたきめ細やかな労務管理を徹底するため、定期健康診断の結果に加え、上記1. で把握した内容を勘案し、就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じることを徹底すること。

就業上の措置を講じるにあたっては、疲労蓄積度の測定、ストレスチェック、適性診断の結果等を活用し、これを踏まえた措置を徹底すること。また、措置にあたっては、差別的な取扱いを行うことなく、上記を踏まえた適切な措置を講じること。

3. 点呼時や運行中の予兆把握と適切な対処

乗務開始時・運行中の疾病発症の予兆把握と対処を確実なものとするため、今回新たに示す疾病予兆の具体的な判断目安（注）に基づき、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じること。

注) 判断目安とは、①脳・心臓疾患にかかる前兆や自覚症状のうち特に対応の急を要する事項、②運転に影響を及ぼす恐れがある疾病に関連する何らかの症状に関し総合的に乗務可否を判断する事項からなる。

（参考資料）

- ・「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の概要（別添平成26年4月改訂版）
- ・なお、同マニュアルの全文は、国土交通省ホームページよりダウンロード願います。

「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の概要

(平成22年7月策定、平成26年4月改訂)

1. 就業における判断・対処

(※下線部が今般改訂した内容)

1. 1 運転者の健康状態の把握

(1) 定期健康診断による疾病の把握 (義務)

- ・事業者は、労働安全衛生法に基づき運転者に対して雇入れ時及び定期の健康診断を実施すること。
- ・事業者は、運転者が健康診断を受けた結果を把握するとともに、その結果に異常の所見が見られた場合は、医師から運転者の乗務に係る意見(乗務の可否及び配慮事項等)を聴取し、また、聴取した健康診断の個人票の「医師の意見」欄に記入を求めること。
- ・事業者は、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、医師の診断等を運転者に受けさせ、必要に応じて所見に応じた検査を受診させ、その結果を把握するとともに、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取すること。
- ・事業者は、要注意や要観察の所見がある場合には、運転者の日常生活に注意し、次回の健康診断までに様子を見るとともに、必要に応じて、健康維持のために医師等の意見を参考にして、生活習慣の改善に努めるほか、気になることや症状等があれば、医師の診断を受けさせること。

(2) 一定の病気等に係る外見上の前兆や自覚症状等による疾病の把握 (義務)

- ・事業者が業務上、運転者に自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に係る外見上の前兆や自覚症状等を確認し、総合的に判断し必要と認められる場合には、医師の診断等を運転者に受けさせ、必要に応じて所見に応じた検査を受診させ、その結果を把握するとともに、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取すること。

【自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等】

- | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|-----------------------------|
| <input type="radio"/> 脳・心臓疾患 | <input type="radio"/> 統合失調症 | <input type="radio"/> てんかん |
| <input type="radio"/> 再発性の失神 | <input type="radio"/> 無自覚性の低血糖症 | <input type="radio"/> そううつ病 |
| <input type="radio"/> 重度の眠気症状を呈する睡眠障害 | <input type="radio"/> 認知症 | |
| <input type="radio"/> アルコールの中毒(者) | | |

- ・脳・心臓疾患の前兆や自覚症状等のうち特に対応の急を要するものの症状がみられた場合には、医師の診断等を運転者に受けさせ、必要に応じて所見に応じた検査を受診させ、その結果を把握するとともに、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取すること。

【脳・心臓疾患に係る前兆や自覚症状等のうち特に対応の急を要するもの】

- 左胸、左肩から背中にかけて、痛みや圧迫感、締め付けられる感じがある
- 息切れ、呼吸がしにくい
- 脈が飛ぶ、胸部の不快感、動悸、めまいなどがある
- 片方の手足、顔半分の麻痺、しびれを感じる
- 言語の障害が生じる
- 片方の目が見えない、物が二つに見える、視野の半分が欠けるなどの知覚の障害が生じる
- 強い頭痛がある

- ・運転者が業務外において自主的に医師の診断・治療を受けており、一定の病気等の所見があるとの診断結果を受けた場合には、運転者はその内容を事業者に報告すること。事業者は、その結果を把握するとともに、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取すること。

(3) 主要疾病に関するスクリーニング検査（推奨）

- ・一定の病気等に係る外見上の前兆や自覚症状等がない運転者に対しても、脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等の主要疾病に関するスクリーニング検査を受診させ、健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病等の着実かつ早期の発見に努めるとともに、スクリーニング検査により一定の病気等に関する所見が認められた場合には、医師の診断等を運転者に受けさせ、必要に応じて所見に応じた検査を受診させ、その結果を把握するとともに、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取すること。

(4) その他の疾患等の把握（推奨）

- ・運転者は、一定の病気等以外の疾患のために自主的に医師の診断・治療を受けた場合には、当該疾患について医師から運転への影響について言及がある場合や服薬状況・副作用・服薬のタイミング等について事業者へ自主申告を行うよう努めること。
- ・事業者は、運転者からの自己申告を受け、診断・治療の結果を把握するとともに、医師から運転者の乗務に係る意見の聴取に努めること。

1. 2 就業上の措置の決定

(1) 就業上の措置の決定（義務）

事業者は、医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続や業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定すること。就業上の措置を講じるにあたっては、疲労蓄積度の測定、ストレスチェック、適性診断の結果等を活用し、これを踏まえた措置を徹底すること。

なお、就業上の措置を決定する際には、差別的な扱いを行うことなく、疾病・症状の程度により医師の意見等に従って適切な措置を実施すること。

(2) 医師等による改善指導（義務）

上記（1）の就業上の措置において、乗務の軽減や転換などの措置を行った場合には、当該運転者に対して、医師等による改善指導又は保健指導を受けさせ、健康状態を継続的に把握する必要がある。なお、指導に基づく取組の結果、改善が見られた場合は、再度、医師の診断や面接指導等を受診させ、運転者の乗務に係る意見を聴取すること。

(3) 運転者の健康管理（推奨）

① 健康管理環境の整備

家族ぐるみによる平時からの健康増進や早期発見・治療の社内環境の整備など、運転者が適切かつ実効性のある健康管理を行える環境の整備に努めること。

② 運転者の健康情報の整理

医師からの意見等に基づき、運転者の健康状態や点呼時に注意すべき事項等について乗務員台帳（旅客）・運転者台帳（貨物）に記録して整理すること。

③ 点呼記録簿

点呼を行う運行管理者が運転者を管理しやすいよう、健康診断の結果等により異常の所見がある運転者や就業上の措置を講じた運転者に対しては、点呼記録簿の運転者氏名の横に、疾病に応じて決めたマーク（*等）を付与しておくこと。

④ 健康管理ノート作成のすすめ

運転者が良好な健康状態を維持するためには、事業者の健康管理体制のみならず、運転者自身による健康管理が必要不可欠である。そのため、運転者の健康管理の支援ツールとして、いわゆる「健康管理ノート」を活用するよう努めること。

2. 乗務前の判断・対処

(1) 乗務前点呼における乗務判断（義務）

乗務前の点呼において、事業者（運行管理者等）は、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定する必要がある。

【脳・心臓疾患に係る前兆や自覚症状等のうち特に対応の急を要するもの】

- 左胸、左肩から背中にかけて、痛みや圧迫感、締め付けられる感じがしないか
- 息切れ、呼吸がしにくくないか
- 脈が飛ぶ、胸部の不快感、動悸、めまいなどがでないか
- 片方の手足、顔半分の麻痺、しびれを感じないか
- 言語の障害が生じていないか
- 片方の目が見えない、物が二つに見える、視野の半分が欠けるなどの知覚の障害が生じていないか
- 強い頭痛がしないか

【平時での状態との比較など総合的に乗務可否を判断する事項】

- 熱はないか
- 疲れを感じないか
- 気分が悪くないか
- 腹痛、吐き気、下痢などないか
- 眠気を感じないか
- 怪我などで痛みを我慢していないか
- 運転上悪影響を及ぼす薬を服用していないか

(2) 点呼の結果、運転者が乗務できない場合の対処

① 代替運転者の手配方法等の明確化（義務）

乗務前点呼により、運転者が乗務できなくなる場合に備えた措置（代替運転者の手配等）をあらかじめ定めておくこと。

② 乗務できなかった運転者への対処（推奨）

一時軽度な体調不良が認められていた運転者の健康状態が回復した場合でも、通常どおりの業務を行うには危険が伴う可能性があることから、事業者は、運転者に医師の診断を受けさせ、運転者の健康状態についての医師からの意見により、今後の乗務を検討することが望まれる。

3. 乗務中の判断・対処（義務）

運転者が乗務中に体調が悪化して、運行に悪影響を及ぼす場合も考えられる。運転者に自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に係る前兆や自覚症状等が現れた場合には、運転者は無理に運転を継続せずに、近くの駐車場やサービスエリア・パーキングエリア等にて休憩を取り、速やかに運行管理者等に報告すること。

また、実際に体調が悪化した場合、または、2. (1) に示す対応の急を要するものの症状が現れた場合には、即座に運転を中止し、車両を安全な場所に停車させるなどして安全を確保し、速やかに運行管理者等に報告する必要がある。

このような場合に備え、事業者は、緊急時の対処方法及びその際の連絡体制等についてのルール作りを行い、常日頃から運転者等に周知徹底しておくことが必要である。

4. 健康増進・管理を支援し確実なものとするための工夫（推奨）

運転者の健康増進・管理を支援し確実なものとするため、健康・過労起因事故防止に資する機器を活用し、健康・体調管理等を行うことは有効である。

現在、開発・活用されている機器等を導入し、積極的な健康増進・疾病の早期発見を図ることが望まれる。